



平成 28 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 　日本精工株式会社
代 表 者 名 　代表執行役社長 内山 俊弘
(コード : 6471 東証第一部)
問 合 せ 先 　執行役常務 総務部長 池村 幸雄
(TEL 代表 03-3779-7111)

株式給付信託導入に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 16 日開催の報酬委員会において、役員報酬制度の見直しを行い、退職金制度及びストック・オプション制度を廃止すること、並びに当社の取締役及び執行役に対し、信託を活用した株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を新たに導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 導入の背景および目的

当社報酬委員会は、退職金制度及びストック・オプション制度を廃止するとともに、本制度を導入することを決議いたしました。これは、当社の取締役及び執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、取締役及び執行役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有するとともに、持続的な企業価値の向上に対する取締役及び執行役の貢献意識を一層高めることを目的とするものです。

2. 本制度の対象者

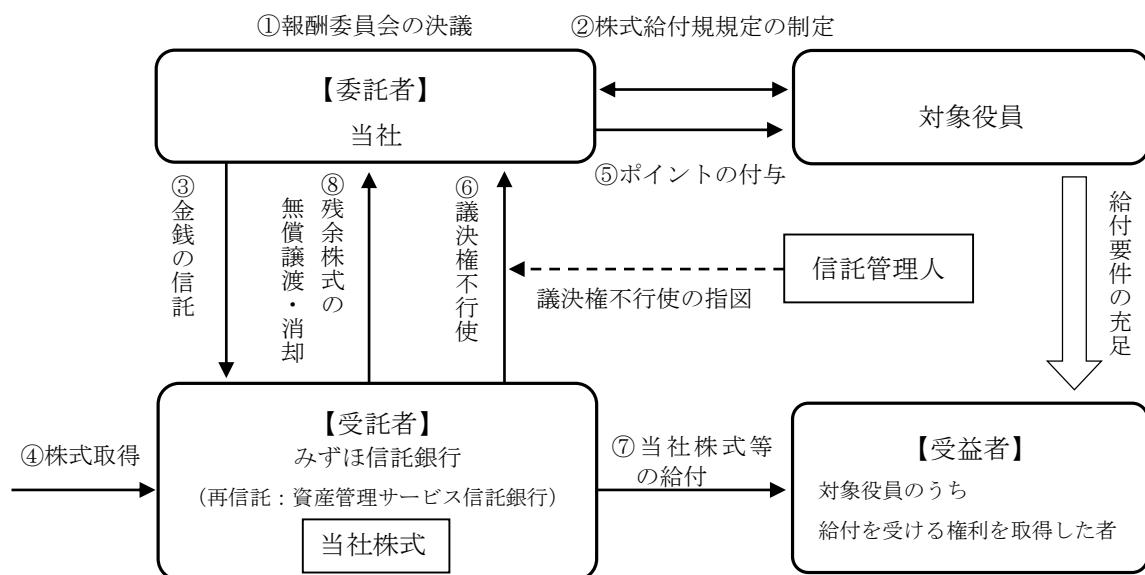
本制度の対象者は、当社の取締役及び執行役（以下、併せて「対象役員」といいます。）といたします。

3. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、対象役員に対して、予め定める株式給付規定に従って、当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が信託を通じて給付される株式報酬制度であり、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当社の取締役又は執行役を退任した時とします。

なお、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使しないものとします。

4. 本制度の仕組み（予定）



- ① 当社は、本制度の導入について、報酬委員会において決議します。
- ② 当社は本制度の導入に関して、株式給付規定を制定します。
- ③ 当社は、①の報酬委員会の決議に基づき金銭を信託します。(以下、かかる金銭信託により設定される信託を「本信託」といいます。)。
- ④ 本信託は、③で信託された金銭を原資として、当社株式を株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ⑤ 当社は、株式給付規定に基づき、対象役員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託においては、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、対象役員のうち株式給付規定に定める給付要件を満たした受益者に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式及び当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭を給付します。
- ⑧ なお、本信託の終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、消却を行う予定です。

5. 信託期間

平成 28 年 8 月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、株式給付規定の廃止等により終了します。）

6. 信託金額

当社は、下記 8 及び 9 に従って当社株式等の給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定します。本信託は、下記 7 のとおり、当社が拠出する資金を原資として、当社株式を取得します。

具体的には、当社は、平成 29 年 3 月末日に終了する事業年度から平成 31 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下、「当初対象期間」といいます。）に関し、対象役員への給付を行うための株式の取得資金として、1,927 百万円を上限として本信託に拠出いたします。

なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は原則として 3 事業年度ごとに、以後の 3 事業年度（以下、「次期対象期間」といいます。）に関し、1,927 百万円を上限として、本信託に追加拠出することとします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする次期対象期間の開始直前日に信託財産内に残存する当社株式（対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する当社株式等の給付が完了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は次期対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が次期対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、1,927 百万円から残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における時価とします。）を控除した金額とします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示します。

7. 当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記 6 により拠出された資金を原資として、株式市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、当社が本信託に拠出する金額の上限額である 1,927 百万円を、本信託が当社株式を取得する価格（以下、「基準株価」といいます。）で除して得られる数（小数点以下の端数は切り捨てます。）の株式数を上限として取得するものとします。ご参考として、平成 28 年 5 月 13 日の取引所終値である 1,016 円を基準株価とした場合、かかる取得株式数の上限は 1,896,653 株となります。本信託による当社株式の取得方法等の詳細につきましては、決定次第、改めてお知らせいたします。

8. 対象役員に給付される当社株式等の数の算定方法と対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、株式給付規定に基づきポイントが付与されます。

なお、ご参考として、平成 28 年 5 月 13 日の取引所終値である 1,016 円を基準株価とした場合、対象役員に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の上限は、632,217 ポイントとなります。対象役員が本信託から給付を受ける当社株式等の数は、上限ポイント数に相当する株式数となります。これは、現在の当社の株価水準、及び対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、対象役員に付与されるポイントは、下記 9 の当社株式等の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて換算比率について合理的な調整を行います。）。

給付する当社株式等の数の算定に当たり基準となる対象役員のポイント数は、退任時までに当該対象役員に付与されたポイントを合計した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。

9. 当社株式等の給付時期

対象役員が退任し、株式給付規定に定める受益者要件を満たした場合、当該対象役員は、所定の受益者確定手続きを行うことにより、上記 8 に記載のところに従って定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式及び一定割合の当社株式を退任日時点の時価で換算した金額相当の金銭について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

10. 本信託内の株式に係る議決権

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によりことで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

11. 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、株式給付規定の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、給付されることになります。

12. 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、株式給付規定の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記11により対象役員に交付される金銭を除いた残額が当社に交付されます。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）
- ④ 受益者：対象役員を退任した者のうち株式給付規定に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者を選定する予定です。
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成28年8月（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成28年8月（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成28年8月（予定）から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上